

社会福祉法人迦陵園役員等報酬支給及び実費弁償に関する規定

(目 的)

第1条 社会福祉法人迦陵園の役員（理事、監事）、評議員及び評議員選任・解任委員は、理事長が招集した会議に出席した場合に、定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づき報酬を支給する。なお、会議出席に公共交通機関を利用した場合は実費弁償する。

ただし、迦陵園職員として給与が支払われている法人役員には適用しない。

(報酬の額)

第2条 第1条に規定する会議に出席した場合、1回につき5千円とする。

ただし、同日に同一会場で複数の会議に出席した場合には、1回分のみの支給とする。

(実費弁償)

第3条 実費弁償の額は、当該公共交通機関往復運賃相当額を支給する。

(委 任)

第3条 この規定に定めるものの他、報酬及び実費弁償の支給に関する必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この規定は、2005年5月1日から施行することとし、社会福祉法人迦陵園報酬規程は廃止する。

1 2015年9月 9日一部改正

2 2017年3月16日一部改正

3 2020年6月24日一部改訂